

5月29日(第1日目)

議長(松原良道君) おはようございます。ただいまから平成19年第1回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。定足数に達しておりますのでただちに本日の会議を開きます。

なお大和病院事務長、公務出張のため欠席。代わって大和病院庶務課長代理出席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号23番・中沢俊一君、及び議席番号24番・峠 佳一君の両名を指名いたします。

(「23番了承」「24番了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は本日5月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日5月29日の1日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

お諮りいたします。本会期中の議案等に対する市長の提案理由の説明は、第55号議案及び予算議案に限って行い、その他の案件については市長の提案理由の説明を省略し、担当部長等による説明にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本会期中の議案等に対する市長の提案理由の説明は、第55号議案及び予算議案に限り行うものといたします。

議長 日程第4、第4号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 1点だけお聞きします。たばこ税の1,000本につき3,298円。もうすでにもらっているというのは、その後に18年7月1日以降と書いてありますが、それからその値上げをされていたというふうに解釈してよろしいでしょうか。そのことだけです。

市民生活部長 ご質問のとおり改正になった時から特例税率でいただいているということでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第4号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第5、第5号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第5号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第5号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第6、第6号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第6号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第6号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第7、7号報告 専決処分した事件の承認について(平成18年度南魚沼市一般会計補正予算(第8号))を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 2点だけちょっと質問をさせていただきますが、まず1点目は15ページの雑入に入っています防災対策事業等支援交付金の件です。振興協会が抱えていた政令都市分というようなことで入ってくるということですが、この3,500万円を受けて新たな防災事業等にみていたのかどうかということがまず1点。

もう1点、これは教育費に関連する質問なのでちょっと確認をさせていただきます。また改めてほかの場所で正式な質疑ということになると思うのですが、教育費の中で、私は今回の専決の中で期待をしてきたというか出るのではないかなと思っていた部分があるのですが、それは特別支援教育の介助員の賃金の関係です。これは19年度の予算の時にも私はちょっとその質問をさせていただいたのですが、特別支援事業支援教育の介助員の賃金につきましては、17年度決算でとりかたによるのですけれどもまあ相当金額3,000万円、4,000万円の決算額になっております。19年度もあわせると5,600万円ぐらいの介助員賃金ということになっているのですが、18年度は介助員賃金の関係は、私の見落としではなければ2,100万円ぐらいになっているというようなこと、私は17年度と同じように雇用創出事業か何かでぽんとまた出てくるのではないか。その出方もおかしいかなというふうなことで、だけれどもひょっとして出てくるのではないかと思っていたのです。けれども出なかったということはその介助員の賃金が不要だった、使わなかったのか。もしくはまた17年度の決算の時にも出たのですけれども、予備費が今の時点で6,800万円ぐらい残っていますが、突如決算時に予備費充用みたいな形でぽんと出てくるのかという、そこら辺だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。

総務部長　それではご質問の前段の件でございますが、雑入の防災対策事業等支援交付金でございます。これは先ほど申しあげましたように、市町村振興協会で保有していたその財産を、新潟市の政令指定都市移行に伴っての解散ということです。協会の方からは何でもいい、配るといふそういう配りかたは今の情勢でできませんので、一応防災事業等というそういう支援だということにそれを使ってくださいということです。文書の中には「本交付金の使途についての実績報告書の報告は求めないこととします」とこういふことで、特にあるものを分けたということだけで、ただ、名称的には単に金を市町に配るといふそういうことができないということにそういう事業をつけたと。したがって先ほどこれも含めて私どもは財調の方へ積むという考え方であります。

それから次の介助員の方につきましては、教育委員会の方でお願いしたいと思います。

教育次長　ちょっと18年度の当初予算書を持ってこなかったのですけれども、今ほどの話ですと18年度の介助員の賃金が17年度に比べて減額していると、2,000万円、半分ぐらいになっているとそういうふうなご質問かと思うのですけれども、18年度につきましても17年度から減ったということはありませんで、予算の組み方が緊急雇用の5款とそれから10款と分かれておりまして、もしかすると18年度の場合は専決でやった関係で当初予算に載っていなかったのかなとそういうふうな記憶があるのですけれども、いずれにいたしましても18年度が17年度よりも介助員賃金が減額になっているということはありませんで、そのようにまた今、執行しているところであります。

牧野　晶君　19ページのちょっと私の聞き間違い、勘違いであれば申し訳ないのですけれど、中小企業融資事業費ですが5件だか6件ということなのですけれど、盛ったのが2億円でそれに対して2,700万円の対象でしかなかったというふうに分かっていたのですが、この件数と金額についてどのような印象を持っておられるのかをお願いします。

あとそれと先ほどの1番議員とかぶる点があるのですが、15ページの宝くじのこれは1回解散になったということなのですけれど、これからも宝くじの分配は来るのでその確認だけさせていただければと、お願いします。

産業振興部長　中小企業の異常少雪の関係でございます。予算は2億円ほどお願いをしたところでございますけれども、結果としまして6件の融資でございます、2,700万円ほどというふうなことでございます。融資を受けた件数が非常に少なかったということからそういう減額の補正をお願いをしたところでございます。

総務部長　それではご質問の後段の件でございますが、宝くじの関係でございます。宝くじはサマージャンボとオータムジャンボ、この2つが市町村振興宝くじということです。サマージャンボゾーンは従来から振興協会の方で保留して貸付事業等に充てていたということでございます。それからオータムジャンボの方はそういうことで売り上げの何割かが還元されて今後も来ますが、その来る算定が均等割とあと人口割というようなことになりますので、新潟市が抜けたからといって新潟県に今までとおり来て新潟県内配分が増えるということではなくて、本部から新潟県に来るものがそこから新潟市分が減らされてきます。思った

以上に増えるということではございませんのでお願いしたいと思います。

牧野 晶君 後段部分はわかりました。中小企業、少雪の件ですけれど、その説明というのはさっき受けたのと同じなわけですね。要はこの件数、2億円盛ったけれども2,700万円しか借り手がいなかった。それについての支援が良い、悪いなどと言うつもりはないのですけれども、予想よりも少なかったという言い方もしているわけですがどういう点で少なかったのかというのを聞きたいのですよね、何で、理由が。例えば返せないで借りられなかったのかとか、もう全然、要は少雪で困っている人はいなかったのか。どういうふうに分析して今後どういうふうに、もし20年度とか少雪だった場合、考えておられるのにその感想を聞きたいわけで、5件、6件などというのはもう聞いていてわかっているのをご希望します。

産業振興部長 大変失礼いたしました。結果としてこういうことなのですが、この他にも産業育成資金ですとか小規模事業者資金ですとかございまして、そちらの方はちょっと今、件数を持っておりませんが、かなり貸付が実行されておりまして、主だったところはそちらで手当てがされていたというふうに考えております。

こちらにつきましてはなるべく借しやすいようにということで、ご承知のように市の方で債務負担をするというふうなことまでやって利用しやすい制度にということでやったのですけれども、そういうところが主な理由で貸付件数としては伸びなかったと。今後、また金融機関等にもいろいろ貸付の融資の緩和といいますが条件の緩和等も先日をお願いをしたところではございますけれども、今回につきましてはそんなところでございます。

議 長 ほかに。

若井達男君 1点お伺いします。18～19ページです。観光振興事業費の中に今ほどスキー場とターミナルの説明をいただきました。これは委員会の中でも私、若干質問をさせていただいたのですが、民でできることは民でというようなことで、これは指定管理者の方向へという考えで向かっているということがあったわけです。現実問題として、これは18年度ですのでこういった結果はこれはこれとして、これからこの19年度内における中にきちんとした指定管理の方向で進むのであるかどうか。その辺をひとつお考えをお聞かせください。

産業振興部長 この観光施設につきましては指定管理者制に移行をしたいということで、地域の方々に今まで2回ほど接してきております。今のところはっきりとした結論にまでは至っておりませんが、極力地元のかたで引き受ける組織を作っていただいております。農作業等が一段落したわけですので、今後また地元の方といろいろお願いをいたしまして、こちらの希望をいたしましては20年度にはなんとか指定管理者制度に移行をしたいという目標で、これからまた交渉を進めていきたいと思っております。

若井達男君 19年度、今年度中に整備をしていくと。そして20年度から指定管理者。そうした時、財政的な考え方を見た時に、民でできることは民ということ。これはやはり財政のスリム化を一番の目的としておられるわけですが、そうした時のこの繰入 スキー場

に対する繰入金ですか今現在の金額があるわけですが、その辺との兼ね合いはまだ具体的には出てこないわけですか。

現状のような繰入の形でそれを補助金としてやっていくという形であるのか。やはり民であればこれだけスマートにできるのだという、そういった点についての協議等はまだ出ておられないわけですか。その点を1点お願いします。

産業振興部長 残念ながら今はまだその辺細かなところまでの交渉には至っておりません。ただ、これまでのこの特別会計の経営の状況を考えますと、委託の中で全くそういう補助金といいますかそういう部分を見ないでは、ちょっと難しいのではないかなということでは考えておりますけれども、これはまだそういうところまでの交渉には至っておりませんので今ちょっとお答えができないという状況でございます。

岩野 松君 1点だけお聞きします。15ページの合併特例債のまちづくり建設事業というのは、私が聞きそびれたのかですが、ちょっとこの詳細についてまずお聞かせください。

総務部長 これは合併特例債のことでございまして、いろいろな事業がこの中に含まれておりますが、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

岩野 松君 具体的なことをちょっとお聞きしたいと思います。

総務部長 例えばということでございますのでいくつか挙げてみます。スノートピア、流雪溝、大原運動公園、大和の給食センター、しらゆり荘の改修、道路改良それから雁木通りの改良というものに。かなりいっぱいありますので、そういう事業に極力有利な合併特例債を充当していったということでありませう。

中沢俊一君 10番議員の質疑に関連するわけですが、新聞にも紹介されましたその異常少雪の緊急融資。かなり期待が大きかったわけですが、しかしながらハードルがやはり高かったかと思っておりますが、その中でもその市税の滞納がひとつあったわけですが、この市税の滞納でひっかかった申し込みがあったのか。また、それこそ来年以降のこういう緊急融資に対してその辺の緩和というのは、市は考えていますかどうか聞かせてください。

市長 引っかかったかどうかということについては後ほど産業振興部長が答えますが、市税の滞納を条件からはずすということは考えておりません。

産業振興部長 私どもの方で今ほどの質問の点については、3件ほどございました。

中沢俊一君 利率が低いわけですし、例えばマイクロを買いかえるとかそういう場合にもやりようによれば借りられるわけですが、本当に困っていてもう少しで見通しがたつのだがなというところではなく、力のあるところに行ってしまうということも考えられるわけですし、念のためその辺のこともひとつ申し入れをしておきたいと思っております。有効にひとつできるような式にしていだきたいと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第7号報告 専決処分した事件の承認について(平成18年度南魚沼市一般会計補正予算(第8号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第7号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第8、第8号報告 専決処分した事件の承認について(平成18年度南魚沼市観光施設特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

山田 勝君 2点ほどちょっと説明をいただきたいと思います。異常少雪で非常に営業日数が少ない中、非常勤職員の賃金がカットされております。契約の時点で例えば解雇条項はあったのでしょうか。例えば全く仕事がないような状況でも解雇ができる状況にあったのか、契約上でも。

それから2点目ですが、少雪で営業が少なかったということではありますが、圧雪車の点検委託料とか高圧受電設備の点検委託料とか安全管理に関するこの辺の減額について、どのような考えで減額されたのか伺いたいと思います。

産業振興部長 1点目でございますが臨時の方々の関係につきましては、解雇条項というのは特に契約の中にはなかったわけでございます。ただ、非常に雪もなくてどうしようもないという状況でございましたので、私どもの方で特に説明をしてお願いをして辞めていただいたというところでございます。

それから施設面につきましてでございますが、例えば圧雪車。ちょっと先ほど説明を落しましたが圧雪車等につきましては160万円ほどの減額をしております。これは予算の中でいわゆる基本的な点検部分についてこちらの方で支払いをいたしまして、これに伴う整備費といいますか補修費等につきましては、修繕費の方で支払わせていただいたということからこういうふうな結果になっております。期間が短かった、それからお客様が少なかったから省いたとか、手を抜いたというふうなことではございませんのでご理解をお願いしたいと思います。

議長 ほかに。

高橋郁夫君 今のことにちょっと関連するのですが、全体にマイナスということで引いてあるわけですが、例えば自動車の重量税とかあと索道協会の負担金、研修会の負担金などもあるわけです。こういうものも一月短かったのでみんな削減できるものなのか。保険料

からみんな削減してあるわけですけれど、平均にこれは削減したという形になるのだらうと思うのだけれど、削減できないものもあるのではないか。例えば保険料なんかも、では一月短いからといってすぐ切り離せるものではないと思うのですがそこら辺。

あと今年の収入の方で10ページです。1,100万円という結果ということですが、入り込みが約1,000人という形で、平均すると一人当たり1,000円ちょっとという形です。要はリフト券の販売の金額ですね、そこら辺との兼ね合い。ほかに市内の小中学生が無料で使っている面があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

あと賄材料費で、この間の3月の議会の時にあれだったのですけれども、去年補正前の額がサイクリングターミナルについては3,600万円という形だったのですが、今年は3,300万円ぐらいの予算になっていたかと思うのですけれど、賄材料費は昨年よりもたぶん50万円くらい多くなっているのですよね。ということは我々が考えれば、賄材料費を多くすれば、当然収入を見込んで、入り込みを見込んでのことだと思っているのです。入り込みは削減して賄材料費は増えているという、そこら辺をちょっとお聞きしたいのですが。

産業振興部長 1点目の関係でございます。当然、負担金ですとか保険料等については期間が短かったからという内容ではございません。例えば索道協会負担金なんかもそうですが、ちょっと予算の上で前年度分であげてしまったようなところもございまして、大変申し訳ないわけでございます。若干精査が悪かったかというところもございまして、その他、研修会等につきましては、参加しなかったという部分から減額をさせてもらっているところもございまして。

それから使用料スキーリフト券等々の問題でございます。これにつきましては当然市内の小中学生の方もございまして、それから団体様の利用が多くてその割引等がございますので、割合についてうんぬんというところは、どうしてもそういう経過の中でちょっと他様よりも安くなってしまったのかなという感じでございます。

賄いにつきましては、人数が減ったのに賄材料費が増えているというふうなことですが、誠に申し訳ありませんが今ちょっとわかりませんので、調べまして報告をさせていただきたいと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第8号報告 専決処分した事件の承認について(平成18年度南魚沼市観光施設特別会計補正予算(第1号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第8号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は10時50分といたします。

(午前10時30分)

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時50分)

議長 日程第9、第53号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。この職務は理解しましたけれども、現行から改正の方に移ったということで5級に次長、課長というふうな職務がありまして、6級に5級の項に掲げるもので市長が認める職務というのが当然あるわけです。現行の6級の中にその項があって現行の中に6級の課長もいる、それもたぶん改正案の方に移ってきて6級におられると思うのですけれども、それはいいのですが、5級に次長というふうに明言をしておいて、そうすると5級に次長さんがいる。そして6級に今まで移行した分の方の課長がおられるというような、ちょっと逆転でもないのだろうけれどもそういう現象というのがありますでしょうか。

総務部長 こういうふうにもご理解いただきますが、次長も課長も、市長が認める職務であると6級の方へ行かれるということになりますので、そういう逆転現象ということはないということです。現在もないということです。

佐藤 剛君 ということは、では現行の6級で課長で市長が認めた方で、6級に移られた方はないということですよ、次長さんも含めて。いいですかね。

総務部長 現状では6級で課長の者もいるそうでございます。

牛木芳雄君 この議案を見た時に、なんで今頃かなというふうに思ったのですが、今、総務部長が言うように失念をしておったという、そういういい訳があってからこの説明になったわけですね。いったいどういうことでこういうことになったのか。部長制に移行することはずっと早い段階から市長は明言していましたし、我々議会もそういうふうに思っていました。

すでに4月分の給与は払われているわけですよ。実際もう払われているわけです。今になって4月1日にさかのぼってというふうに出てきたわけでありまして。私どもも、もっと早い段階で気付いて見ればよかったのですけれども、ちょっとたるんでいるのではないかとこのように思っているのです。今までよくこういうことがあると、合併のごたごた、あるいは地震のごたごたというふうないわば言い訳があったわけですが、もう今回はそれは通用しない。どういうふうに判断しているかちょっとお聞かせください。

市長 このことにつきましては私の監督不足でありますので心からお詫びを申しあげます。この齟齬によって4月1日にさかのぼってまたそういうふうに給与の支払いをしなければならないとか、あるいは条例になかったのにそういうふうに支払っていたという形は出ていないわけです。ただその格付け部分をきちんと乗せなかったというそれだけでありますので、予算といいますかその支払った部分が余計であったとか、この条例が成立しなければその部分が払われぬとかというそういうことではないのです。今までどおりのなかですべて処理はしておりますが、次長がここだ、あるいは部長が、という部分が欠落したということでもありますのでそういうふうにご理解いただきたいと思います。このことについては全く言い訳が通用するものだとは思っておりませんので心からお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

牛木芳雄君 そうするとこの等級、級があるわけですがけれども、これには変わらないからということで給料は支払ったということでしょうか。いずれにしてもちょっとたるんでいるというふうに私は思っていますが、今、市長がそう言いましたから最高責任者の市長ですからそれはそれでいいのですが、ではいったいどうしてこうなったのか。全く皆さんが今、部長の言うように失念をしていたのか。誰か1人くらい気付く者がいなかったのかというふうに思っているのですが、そこを1点お願いします。

総務部長 この件に関しては先ほど私が最初に申し上げましたように、この部長、次長によって昇給したとか昇格したとかそういうのはなかったということです。今までの3月時点の給料表がそのまま支払われてきたということだけですので、それによつての過払いとか支払い不足というのは起きていなかったということでご理解いただきたいと思います。

質問の後段の方でございますが、3月1日で退職された方もいますし、いろいろなことでどうなったかというのは私も4月1日からですのでわかりませんが、職員の怠慢以外のなにものでもないというふうに私は認識をしております。そういうことで市長からも申し上げておりますように、とにかく申し訳なかったということで肝に銘じておきます。よろしく願います。

中沢俊一君 この表の見方について伺います。5級課長もそれから今回改正された次長、課長も給料には違いがないと。5級ですからね。6級に部長があるわけですね。そうした場合は普通に我々が見れば、5級、6級のその給料の差がこれは行政職、給料表となっているでしょう。そうしていれば違うのかなというふうに思って不思議はないと思うのですがその辺はどうなのですか。

総務部長 先ほども申し上げましたように、6級の現行の5級の項に掲げる職務で市長が認める職務ということですので、6級の中には課長も含まれるわけですね。それが改正案の方においてもその項目が載っておりますので、したがって、6級の中にも次長または課長もいるということで、先ほど1番議員のご質問の中にもありましたように、ご理解をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

中沢俊一君 まことに不案内で申しわけありませんでした。では、今、現行のその6級

の中にも該当する課長さんはおられるということですね。そうですね。すみませんでした。

和田英夫君　この表については特に私はそれでいいと思うのですが、問題は新しい体制になっての業務分掌の考え方。これは市長はかねがね言っているように効率的な行政にするための今度の調整だとこれはわかるのです。総枠ではわかるわけですが現実に部長、次長、課長とこういうシステムが敷かれながら、おそらくそれぞれの部長の考え方で、例えばおいおいこの仕事はでは次長、これは課長とこういうふうな振り分けをしていると想像できるわけですけれども、どうも私も騒いでいるに若干その辺がまだきちんと豆腐を切るようなわけにはいかないような気がして、これはある程度期間が必要なのかなというような気がします。職員の給与これはこれでできるのです。問題は日常のお仕事。この辺をどういうふうスムーズに皆さんの力を最大限発揮できるような形でなされているのか、ちょっと考え方を。間違いなく効率的に滑り出しているのか。

市長　今、新体制というかこういう部制になりまして2カ月が終わろうとしておりますが、今の段階で私が感じておりますことは、細かい部分まではちょっと把握しておりませんけれども、非常にスムーズに回っているというふうに私は理解をしております。なぜそういうことかと言いますと、まずは当然ですけれども権限移譲ということをやっと申し上げてきましたので、その部分についていつも申し上げておりましたように、私のところへ上がってくる決裁分は非常に少なくなったということでありまして。

これはとりもなおさず副市長以下、部長、課長でそれぞれ分担をして自分たちの決裁権限の範囲の中できちんと職務を遂行していただいているということだと思っております。ただ、個々具体的な部分で議員お気づきの点があればまたご指摘いただきたいと思いますけれども、今のところは順調に滑り出したというふうに認識はしております。

なお先ほどの中沢議員のご質問であります、3町がひとつになりましてそれぞれの町で給与体系も違いましたし、それから年配の方で課長になられてここでいいですよと6級という方もいたわけですね。その方をでは部長や次長でないから5級に戻すということではできませんので、そういう形が生じていたということでご理解いただきたいと思います。そういうことだと思っております。

和田英夫君　市長の言われるとおり大筋としてはそういうことではずっていると思うのですが、問題はこの6万3,000人の市民の目線で、やはりそこにいろんな細かい面での市民サービスの面で不都合があってはならないわけですから。これをこう見ているにそれぞれ部長さんの考え方なり性格、あるいはこれはひとつの人間関係もあるわけですから、ぜひその辺はここにおられる皆さん方十分配慮しながら、片一方で目が回るほど忙しくて、片一方は若干暇だということのないようにひとつご配慮をいただきたいと思います。

市長　実は昨日から市政懇談会が始まりまして、昨日は塩沢の上田地区でありましたが、約40名ちょっとの皆さんがおいでいただきました。このことについても特に触れて、こういうことになりましたが始まったばかりでそれぞれ皆さんにご不便をかける部分もあるかもわかりません。もし、ありましたら今ここで教えていただきたいと思いますし、また、今後出

たらずすぐご連絡いただきたいということを申し上げました。昨日おいでいただいた上田地区の皆さん方からはこのことに関して、例えば塩沢のセンターとかそういう部分についても不都合だとか困るとかというお話は、一切昨日は出ませんでした。これからまだあと15会場ありますのでそれぞれ出るのかもわかりませんが、十分気を配りながらやっていきますのでよろしくお願いいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第53号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第53号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第54号議案 南魚沼市保育園条例及び南魚沼市児童センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第54号議案 南魚沼市保育園条例及び南魚沼市児童センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第54号議案は原案のとおり可決されました。

議長　　ここで先ほどの8号報告に対する産業振興部長の答弁漏れについての答弁を許します。

産業振興部長　　先ほどの高橋議員の質問に対する賄材料費の件でございます。18年度分につきましては、17年と比較しますとお客様が減っておりますので決算見込額につきましても640万円ほどということで、前年から120万円ほど減額する見込みでございます。なおこの賄いの部分につきましては、特に宴会なんかですと落としてしまうとやはりなかなかお客さんがおいでにならなくなってしまうという面もございます。その辺も考慮いたしまして、19年度においては800万円というようなことで増額をさせてもらって質も落とさないようにといたしますか、お客様からよりおいでいただけるようにということで対処したつもりでございますのでよろしくお願いをいたします。

議長　　日程第11、第55号議案　南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について及び日程第12、第56号議案　平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

市長　　（提案理由の説明を行う。）

市民生活部長　　（提案理由の説明を行う。）

議長　　一括して質疑を行います。

牛木芳雄君　　資産割を廃止する時にも、たぶん聞いたか聞かないかちょっと定かではないのですが、多くの自治体ではこの資産割というのは依然としてあるわけですが、ではどのくらい県内の自治体ではまだ資産割というのをを用いているのかわかったらお聞かせください。

それからちょうどタイミングよくといいますかタイムリーといいますか、昨日おとといの新潟日報でしたか、国保の保険料について一面で報じられておったわけです。05年度の様子が。これによるとやはり自治体間によって保険料の格差が非常に大きい。新潟県内でも一番高い粟島浦村と一番安い佐渡市が一人当たりいくらというふうに出ていたわけです。見てみますと粟島浦村の9万6千何がし、一番安い佐渡市は5万1千何がし、こういうふうに出ています。我が南魚沼市でだいたい一人当たりいくらかという計算がたぶん出ていると思うのですが、一人当たりいくらで県内35市町村の中ではどのくらいの位置にあるかというのをわかったらお聞かせいただきたいのですが。

市民生活部長　　まず資産割の廃止の状況という質問でございますが、県内35あるわけでございますが24の市町村が廃止というふうになっておりまして・・・失礼しました。資産割を使用している。そうすると11の市町村が廃止をしているということで、ちなみに新潟、長岡、上越、見附、柏崎、村上と大きな市はほとんど廃止をしております。隣の湯沢町も19年度から100パーセント廃止と。今まで段階で落としていたのですが100パーセント廃止ということになっております。

次に新聞等で確か昨日おとといでしょうか、日報で自治体による格差が4.8倍とかいろいろ

る情報が流れてきています。これほどの格差はどうして出るのだろうと、逆に我々もちょっと検討したところでございます。その中で皆さんもご存知のとおり医療費のかかる分の、おおまかに言いますと半分は税金でいただこうと。半分は国とかそういうところからいただくというところでやっているの、そんなに格差がないだろうというふうに思うわけでございます。が、ちょっと調べてみますとやはり税金の収納率が悪いと調整交付金というのが減額されるということ。あとは一般会計、これは繰出し基準、繰入れ基準があるわけでございますが、その辺のところを市町村によって政策的に手当てをしている部分もあろうというようなこと。あとは基金とか繰越金その辺の状態である程度、毎年こうならない、でこぼこしないようにある程度やっているというような、それぞれの市町村の事情でこういう形になっているという中で我々はちょっと検証したところでございます。

それから県内で先ほど言われました粟島浦村と佐渡のお話がありました。それも新聞に出ているとおりでございます。うちの方は一人当たり6万4,000円でございますので、県内35のうち上から12の位置にきております。以上であります。

阿部久夫君 56号議案で11ページの健康増進事業委託料についてちょっとお聞きいたします。今まで健康診断等をもって診断医、例えば健康のそういった指導をしてくださる方はだいぶいるのですが、こういった委託料というのは何かのあれがあってどのような委託をするのですか。ちょっと説明をお願いいたします。

市民生活部長 これは先ほどもちょっと申し上げましたが、20年度から国保事業で義務化される特定健康診査、特定の保健指導ということでありまして、会計は国保が持ちますが、事業は福祉保健部の保健課が実施をしていただくものでございます。主なものにつきましては、今、言われていますメタボリックの検診。該当者を減少させて最終的には国保会計の安定化を目指すということだというふうに理解しております。以上であります。

阿部久夫君 そうすると委託は保健課に一応お任せするということですか。はい、了解いたしました。

笹木信治君 1点お聞きをします。1.16パーセントの引き下げだということでこれは大歓迎であります。しかし、経過措置といいますが激変緩和措置の最中であるわけで、老年者控除や年金の見直しなどでこれは確か3年間3分の1ずつ上げてきているということだと思いますが今年はまだあるわけです。来年はないとしてもその3分の1分が上がるわけですから、算定基準がね。そうしますと来年はまた上がるということになるのでしょうか。

市民生活部長 ご存知のようにこの国保制度につきましては、20年度から75歳以上の後期高齢者医療制度等のいろんな制度改正があるわけでございます。先の国保会計を読むのはなかなか難しいわけでございますが、そういう中である程度基金を持ちながら繰越金も、今回もだいぶ頑張った形になっておりますが、そういうもので財政基金等を持ちながら運営していくということです。先の話まではいろいろな部分であれですが、今のところはなかなか予測は困難だというふうに考えております。

笹木信治君 予測は困難ということのほどではないわけでありまして、老年者控除それ

から年金の見直しがありましたよね。そのために3年間一気に上げると大変だということで3分の1ずつ上げているわけです。当然今年も算定基準の中で上がっているわけだけども、幸いにして今回は7,500万円の繰越金が出たということでこういう措置が取られて、それは大変良かったと思っていますのです。ですが、来年も当然 来年は最終的に今度いわゆる老年者控除がないという算定になりますし、年金も120万円ですかその算定になりますから当然こう上がってくるわけですよね、所得とする部分が。だからそういう部分というのは上がるのでしょうか、ということをお聞きしたわけで、本当は上げてもらいたくないわけですけれどもそこのお聞きしたわけです。それは予定されていないということではなくて、予定されていることなのですね。

市長 実は先ほどちょっと触れましたように個々の当初予算の時はいわゆる値上げ案を出してお二人反対をされたわけでありませぬ。そこでいろいろ精査をしてみましたら1億5,000万円の繰越がだいたい見込めると。ではこれをどうするというところで税務課長、それから市民課長、当然ですけれども部長を交えていろいろ激論も交わしました。今では下げて来年はどうなるとか、その辺も含めて一応1億5,000万円出ておまして、今回残るのが約5,000万円繰越といえますか基金に積み込めるわけですので、極力そう上がったたり下がったりのないようにはしていきたいと思っております。

極力上げないですめばやらせていただきたい。基金残高も今、4億・・・(「5億1,000万円」の声あり)5億1,000万円ぐらいになりますので、その21年度、22年度までちょっとと言われるとわかりませんが、極力上げないような努力をさせていただきたいという程度にとどめておきたいと思っておりますがよろしく願いいたします。

岩野 松君 先ほどの専決処分でもちょっとお聞きしようかなと思ったのですけれども、国保税の最高額が53万円から56万円になる影響は、高額所得者のみ上がるというふうに考えていいのか、それともその間のいくらからいくらまでの所得の人はどうなるというのも変わるのかどうなのかちょっとお聞かせください。

市民生活部長 お答えいたします。資産割の廃止によって所得のあれが変わるのか。階層の部分でということですが、今うちの方で試算をしているのは所得 要するに収入ではございませんが 所得の170万円の方よりも高い方が増えていると。だから低い方についてはむしろマイナスになっているというようなことで、だいたい170万円から180万円が境であろうというふうに今、試算しているところでございます。

(「最高額」の声あり)

市民生活部長 失礼しました。53万円から56万円の件でございますか。失礼しました。税額としては限度額世帯は42世帯ほど減ります。要するに53万円から56万円に上がりましたので減ります。税額としては840万円ぐらい増えると、プラスになるというふうに現在は試算しております。以上であります。(「そうではなくて中間に影響がどう出るかということ」の声あり)失礼しました。170万円を超える高額所得者だけありますので。

(「数字には関係ないわけですね。わかりました」の声あり)

種村充夫君 56号議案の関係でちょっとお聞きをします。先ほどの阿部議員に関連しますけれども、この健康推進事業の関係です。何か区長会に諮った段階で、その母子福祉推進委員だか何かを廃止して健康推進員を今年度から作るのだというようなことで、それをなんとかボランティアでやって欲しいというようなお話があったそうです。それで塩沢地区はボランティアでもいいのだけれどもという話の中でいて、六日町地区はなんとか金が欲しいのだと、出して欲しいという言い方をしたら、1回につき500円ずつ出しましょうという何か話をしたらしいのです。

その内容を例えば大きい集落に対してのその仕事の内容の関係もありますが、500円でだいたい何をさせようというのか。その辺を今のうちにちょっと聞いておかないと後になって、それはそのままだったではないですかという形が出て困ると思うので。もし国がある程度推進する事業の中であれば、やはりそこで動いてもらう皆さんからもある程度、市が日当ぐらいは払いながら健康増進を図っていくという考え方を持っていないと、全部ボランティアでやれというのは何かこう私は引っかかるところがあるのですが、その辺をちょっと説明を願いたいのです。

福祉保健部長 今回の種村議員の質問ですけれども、直接今回のこの国保の予算とは関係がございません。いわゆる健康推進員ということで3地区の行政区長会に大和、六日町、塩沢と諮りました。その中では各行政区単位で1人お願いをしたいと。ただし、大きな行政区単位になりますと1人でなくて複数の方でもよろしいですと、そういう中で話をしました。

それで今現在5月18日が一応推薦の期日になっていましたけれども、その推薦の状況を見ますと、大和地区がほぼ100パーセント、六日町地区が50パーセント、塩沢地区が70から80とそういう推薦の状況でありました。それを踏まえまして来る6月4日に第1回目の健康推進員の方に集まっていたきまして、開講式といいますか開会式といいますかをやる予定であります。その中で報酬の問題がありましたけれども当初はボランティア無償でお願いをしたいという話でありまして、実は六日町地区の行政区長会の中では大きな反対の意見が述べられました。非常に賛同者も多かったということで、それを踏まえまして持ち帰って内部で協議した中では、1回500円程度の報酬、足代ということで、だいたい6回程度、年間の開催を予定していますので $5 \times 6 = 30$ で3,000円程度の足代程度は支払いをしたいとこういうことで考えております。したがってこの500万円の今回の補正予算とは全然関係のないところの話という、こういった関係でございます。

種村充夫君 内容的にわかりましたが、実は私どもの区でもこの問題が出まして、何か年間6回ぐらいの会があって500円出るのだそうです。区のために例えばどんな形でやるのかそれだけ尽くしてもらった場合に、とても500円の足代だけで無償で区民のために動いてもらうのは大変区としては心痛いところがある。区でちょっと費用を盛ってはどうかという話が出たのです。出たのですけれども、なにせ市のやり方がまだわからないし、どんな仕事をするのかもわからないので、もう少し様子を待とうということですが。ものすごく仕事が内容的に大変であれば、同じ区民ですので何らかの形をとらなければならないと思



いますし、その辺を市の方はただ「ボランティアで」というやり方であくまで通すのか。市全体ではなかなか大変な費用になると思うのですが、やはり健康 国保税を下げるうんぬんの関係もあると思うのですけれども、ただ500円だけでもってどんな仕事をさせるか問題ですが、ただ会議だけを開くのか。例えば区に、集落に帰ってからのいろいろな活動をして、毎日日にちいろいろな形をしてやらなければならないような状況になるのか。その辺はどういうことですか。

福祉保健部長 足代の500円という話は当初はありませんけれども、それを検討の結果1回500円程度ということで $5 \times 6 = 30$ という話をしましたけれども、基本的にはボランティアの考え方でお願いをしたいと思っております。その中身ですけれども、やはり健康推進員の方にはまず研修なりそういう講習会なりで、健康増進についての意識を高めてもらいたいとそういうことで健康推進員の方を対象にした講習会、研修会を予定しています。

そのほかにあとは地区に帰っていただきまして、その健康増進のための知識を区の中で話をしていただくとか、行政との橋渡しをしていただくとかとそういうことになります。基本的にはボランティアの精神でお願いしたいと思っております。以上です。

宮田俊之君 先ほどの阿部議員に関連して質問させていただきます。11ページの保健衛生普及事業についてですけれども、委託料等々保健課の方にというのはわかったのですが、その後のことについてお尋ねいたします。20年度以降そういった事業が入ってくるのはわかるのですけれども、できましたら、もう市内には18年度に萌気園を中心とした皆さんが、先行事例として県の支援を得ながら健康事業を行っておられるわけです。どうしてもその課の方に事業を出せば先行事例を調べるなどとして1年終わってしまいそうですので、ぜひそういった皆さんの知恵を借りながら有効にこの委託料、全体の500万円ですかを使っていた方が私はいいのではないかと思います。その先のことについてお尋ねいたします。

市民生活部長 今の宮田議員については担当課長から答弁させますが、前段で私、阿部議員に事業実施主体はどこだということの質問で、国保は会計だけ持って保健課が実施をやるという説明をさせていただきました。ちょっと訂正をさせていただきたいのですが、実施部門としてはやはり国保会計を持っている国民年金係、要するに市民課と合わせて保健課がそれぞれ協力しあいながらこのヘルスアップ事業を取り組んでいくということで、保健課という言い方をしましたが訂正をお願いしたいと思います。では今の宮田議員については市民課長から説明させます。

市民課長 ヘルスアップ事業ですけれども、これは糖尿病などの生活習慣病の1次予防を中心として位置づけて、食事とか運動に関する講習会指導等を展開して医療費の抑制につなげようという取り組みでございます。この委託につきまちは主にメタボリックに関係しますように、腹囲の測定ですとかあるいは栄養診断ですとか事業の評価、こういった関連の項目を委託するというので、それぞれ専門の委託機関等を予定しております。今、宮田議員さんがおっしゃいましたことも、また今後も検討はしてまいりますけれども、一応そういったことに国の要項に基づいて実施するという内容になっております。

阿部久夫君 先ほどの質問の内容でございますが、先ほど保健課と答弁がありました。市民課と一緒にやるというわけでございますけれども、しかし、そういった受けた方は、こういった医療や何かきちんとある程度わかっていなければ、ただ中途半端にこの人は頼まれたからといってして、はたしてそれが結果的に間違った指導やそういったものがもしあるとすれば大変なことになるのですけれども。私は健康診断をやるのと同じように、やはりある程度認識のある方からやってもらうようにならないと、大きな問題になるのではないかと思うのですがそこら辺。ただ講習会か何か指導をやって、それで選ばれた方にそれをやってくださいよというような簡単なことでやるのですか。部長、ひとつお願いをします。

市民生活部長 今言われたようなことを20年度から実施する時に支障がないように、この19年度にヘルスアップ事業ということで500万円の契約なり委託料を使いながらやっていくという、準備段階ということでこの事業を取り組むということでございます。20年度になって今言われるようなことのないようにしていくというのがこの事業のシステムでありますので、よろしく申し上げます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

駒形正博君 気がついた時に言わなければわからなくなるので言います。今、13番議員が1つの議案に対して2回に分けて質問したのですが、そうした発言を許さないようにしていただきたいとお願い申し上げます。

議 長 はい、わかりました。ということだそうです。13番議員。

(「はい」の声あり)

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 第55号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第55号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第55号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第56号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決をいたします。第56号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第56号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13、第57号議案 平成19年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

市民生活部長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけでは質問をしますけれども、繰上充用の件です。今、市長の説明の中では、国の方の都合で18年度予定したのが削減されたというようなことなのですけれども。歳出に見合った収入がなかったから繰上充当ということになるのでしょうかけれども、それをこの19年度でする分については、それは自治法で決まっていることなのでいいと思うのですが。そこら辺、国の方の都合で削減されたということになればこれは全国的なことなのか。例えば国保のこの所要額と国・県の交付みたいなものは、所要額を申請して、変更があればまた変更申請をしてというようなことでやりとりがあるわけなのですけれども。会計閉鎖期間内であるとはいえ、ここにきてこういう事態になるということは、国の方の都合であればもうちょっと早い手が打てなかったのかということところが1点と、事務的なそういう変更申請等の手続きの遅れではないのでしょうかという確認が1点。

もう1点はここにきて先ほど言いましたように繰上充当というようなことなのですけれども、支払の面では支障がないのか。そしてまた5月末ですので国・県の方の交付金等が入っているのかもしれませんが、資金運用的な面で問題ないのかということをご確認させていただきたい。

市民生活部長 お答えいたします。国の都合ということで、これは我々にしてみれば本当に国の都合でございます。ちなみに全国的にはみておりませんが、この魚沼市、湯沢町それぞれやはり赤字になっております。ただ、湯沢町については専決処分というようなことでやっているようでございますが、魚沼市はやはり繰上充用しております。

事務的に問題はないのかということでございますが、それで5月末日までにこの議決をいただかないとこれは事務的に支障になりますので、5月中にこの議決をいただくということをお願いしているところでございます。

資金運用についても、支払はもう確定しているのですが、5月末日、31日までに払えば問題ないということでありますのでその辺のところであります。よろしく申し上げます。以上です。

山田 勝君　　ちょっと伺わせていただきます。昨年の6月の補正でやはり償還金として1,200万円ほど国県補助金を返しています。そして一般会計にも繰出金で3,300万円ほど昨年も返しているのです。そして今回こういうことで償還返還金と。それから今年のもので18年に充用していると。そういったことで非常にこの老人保健会計が不安定な状況だと思うのですがその考え方と、それから来年以降はどのように考えられているのか伺いたいと思います。

市民生活部長　　お答えいたします。去年は返しているのに今年は赤字だということ。これはやはり国の方も前年度の決算なり状況を見ながら、概算交付するわけでございます。そういう中で私は細かいところまではまだ把握しておりませんが、やはり前年度で国の交付金が負担金が少なかったの、少なくともいいだろうというようなことがあったのかどうか別にしても、そういう今までの推移の中で交付するということで、たまたまた17年度は返したけれど、18年分については赤字になったということは、国もそういうことはあまりしないようにしてくれているつもりですが、概算ですのでそういうことはあるというふうに理解しております。

それと毎年というふうなお話でございますが、支払金は3月分が4月に確定するということになりますのでそこまでははっきりしないわけですが、ここ何年かはこういう赤字ということはないわけでございますので、その辺のところは今後もそんなに頻りに赤字になるというふうには考えておりません。以上であります。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。第57号議案 平成19年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第57号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第14、第58号議案 工事請負契約の締結について（大崎小学校体育館改築（建築）工事）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 入札うんぬんについては市外の業者が3社ほど入っておりますけれども、いろいろな事情があったのかと思っております。1点だけですが新築のその場所の設定であります。平面図6番の資料を見ていただきますと、新しい体育館の場所的なものですが、上の段と若干このずれがあるといえますか。たぶんスロープの関係で上の段、完全に上げられなかったのかなと思っておりますけれども、今度は本校舎についての建設を考えたうえでこういう場所設定になったのか。その場所の設定の考え方をお聞かせ願いたい。

教育長 この新しい今、提案しております体育館の建設につきましては、地域の皆さんと昨年からいろいろ相談をしながら進めてまいりました。将来的には本校舎の方につきましても建替えが必要になるかもしれないというふうなことも考えましたし、あるいは道路の改良によってはプール、グラウンドというふうなこともいろいろ影響が可能性としてはあります。それで最初に申し上げましたように、地域の皆さんと相談をしながらこの場所については決めさせていただいたと、こういう経過であります。

今井久美君 この契約うんぬんではないのですが、私は最近、建設業者が廃業したり、やむなくという方も出ているということ非常に、自然災害も含めまして除雪等を先を見た中で非常に業者が減っていくことを心配しています。この19年度も資格審査を1年延ばして、今こういう指名うんぬんのかたちになっているのだらうと思っております。いずれにしても業者は非常に苦しい中を生き抜いているというふうに思っています。財務的には非常に厳しい状況だらうと思っております。ここで仮契約ができていますから、たぶん履行保証の方もそれなりに済んでいるのだらうと思っておりますが、今は皆さんもわかっているとおり資材等非常に高騰してきております。その辺の履行保証も含めまして指名段階から、これから施工が完全に履行されれば一番いいことなのですが、その辺も含めて補助工事が入っていますので、補助金が入っていますので、国・県からのまた指導等がこういった大型物件についてあったのか。また市独自の今後の考え方があるのか。その辺を聞かせていただきたいと思っております。

総務部長 業界にとって大変厳しい時代というのを私どもも十分認識しておりまして、今回の入札でも特に気を使ったのが、やはり市内の業者を優先させるべきだということで、市内に本社または営業所のある業者に限定をさせていただきました。したがってそれ以外の業者は入札に参加していないということでございます。

それから特に入札について入札保証金は免除しておりますし、今ほどお話がありました履行保証でございますが、瑕疵担保期間は1年間でございますけれども、付けることを条件に入札をさせていただいております。そのほか前金払とかあるいは部分払を3回までですとかというようなことで、できるそういうなんといえますか業者の事業執行に支障がでないようなかたちで配慮をして、入札条件を設定したということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから県の方からのそうしたいろいろな指導はどうかということですが、直接的な指導は、具体的な細かいものはありませんが、誤解を招かないように公正にやれとかというような指導はしておりますが、具体的にどうというのはしていません。以上であります。

牧野 晶君 小学校の件、体育館の建設ということで大変あれなのですけれど、ここではないのですけれども、市内の小中学校の体育館の雨漏りがするなどという話をよく聞くのですが、そういう点についてどういうふうに把握をしているのか。今、どのくらいの小中学校の体育館が雨漏りしているのかについて。やはり安全性というのがしっかりと考えられてここも建替えというふうになっているので、その辺のちょっと考え方をお聞かせください。

教育次長 今ほどは、既存の体育館についてどのくらいの体育館が雨漏りしているのかというご質問でありますけれども、私どもが把握している体育館につきまして4校から5校くらいが今現在、雨漏りをしております。それについて昨年もそうでしたが、六日町中学の体育館が2つとも雨漏りをしているのですけれども、これは約300万円弱ぐらいで修繕をしたところであります。ただ、なかなか雨漏りというのはその個所が限定されないというか、漏ってはいるのですけれどもどこが原因で漏れているのかと、それがなかなかわかりづらいところがあります。そういったこともありましてなかなか修繕しても完全になおらないといったふうな状況でありまして、金額も大きい金額を使って修繕をするけれども、それがまたそれだけの効果が出ないといったそういった難しい面があるということです。今現在は、そういうことでこういった方法が取れるかということでもまた検討しているところでありますし、また財政的な面ですぐやれるかどうか、あるいは年次的にやるかとそういった点についてもまた現在検討しているという、そういうところであります。

山田 勝君 大崎小学校について3月の一般質問の時、校舎の外壁に手を入れていただいております。ありがとうございます。また、今回、体育館ができるということで非常に喜んでおります。それはどういうことかということ、今までの体育館がちょっと社会体育としては使いづらいというか、床が傷んでいた都合であまり使わなかったのです。今度は社会体育としても使わせていただきたいなと思っております。それで非常にうれしいのですが、社会体育が使うことに関してどの程度配慮されているのか、その辺を伺いたいと思います。お願いします。

教育次長 今ほどご質問がありましたように、今度立派な体育館ができますのでまた社会体育の方で、十分使っていただきたいというふうに思っております。それでどのような形で使いやすくなっているかというふうなことであります。特にそれほどほかの体育館と変わったところはありませんけれども、社会体育で十分使えるような内容で建設するということであります。それぞれここに書いてありますように、バスケット、バドミントンそれぞれやれるということでもあります。あとは社会体育で使うということでシャワーとかそういった面も一応考えておりましたけれども、そういった点、社会体育においてはそれほどシャワーも必要ないだろうということでもありましたので、シャワー等については今回設定されて

おりませんけれども、そのほかについては十分にまた社会体育の方で使っていただきたいというふうに思っております。

笛木信治君 1点だけお願いをします。制限付一般競争入札ということで、一般競争入札がいわゆる入札改革についてのひとつの要でありますから、私はそれでいいと思うのです。地元の業者を優先してやるという考え方も、そうでなければと思うわけですが、しかしそうやっていると、この今回の入札をみましても、入札率は96.54パーセントぐらいですか、なかなかそのいわゆる入札改革の効果としての面が見えてこない。これが泣き所ですが、この点について市長は今すぐどうこうでなくても入札制度についての改革はやはり課題であるというふうなご認識でいられると思います。そこら辺のこの泣き所についてどうした考え方があるのかひとつお聞かせ願いたいと思います。

市長 これは地元の皆さんだけだからいわゆる落札率、入札率、高い低いかは別といたしまして96パーセントとか93パーセント。そういうことなのか、では外部から全部入れてどうなるのかというのはちょっと私どももまだわかりませんが、ご承知のようにも我々はいわゆる予定価格は全部公表しておりますので、私たちの方での改革そのものは概ね手を打ったということだと思っております。あとはでは何パーセントまで下げろということが。

先般の新聞にも出ておりましたが、90何ですか5パーセント以上は談合の疑いがあるかとそういうことをいつも言っているのです。でも事前価格を公表しているのに官製談合なんてありえないのです。そういうその識者といいますが、ひとつの数字だけを見て世論を煽るという皆さんもいらっしゃいますので、私どももなんとも申し上げようがございませんけれども、やはり我々は適正価格でやってもらいたいのです。安ければそれでいいやということであれば、これはもう間違いだと思っております。

今のところやはり地元経済もこういう状況ですので、すべて無制限の一般競争入札というふうには考えておりませんし、業者の方にもっとまける、もっとまけるという言い方をしているのかどうかちょっと私も今わかりませんが、要は公正な競争入札をしていただくように。これはもう常にお願いをしておりますので、またそれぞれ経過を見ながら、あまりまた批判があるようであればそれなりに処置はしなければならないと思いますけれども。今のところは、特にこれをではどう改めるかという部分についてはまだ考え方を持っておりません。そんな状況ですが、あまり何といえますか不正的な部分とか、そういうことは今感じ取ってはおりません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決をいたします。第58号議案 工事請負契約の締結について(大崎小学校体育館改築(建築)工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第58号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。

議 長 平成19年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(午前12時10分)